

山梨県公報

第千六百三十八号

平成十八年

一月六日

月 曜 日

目 次

都市計画事業の事業計画の変更認可	四七
県営土地改良事業計画の決定	四七
土地改良事業計画の適当決定(二件)	四七
公 告	
公聴会の実施	四八
落札者等の決定について(二件)	四八

告 示

山梨県告示第六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年二月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称
増穂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
増穂都市計画下水道事業増穂町公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和六十二年十二月十日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分

平成四年山梨県告示第四百四十四号、平成十年山梨県告示第七十八号及び平成十五年山梨県告示第六十一号の事業地に、増穂町大字春米字大明神並びに大字小林字八幡西、字南明寺東及び字遷東並びに大字天神中条字神田、字前田及び字村西

並びに大字最勝寺字宮田、字猿尾田及び字前河原の各一部を加え、大字春米字前田及び字下村並びに大字最勝寺字村中の各全部を加え、大字小林字西原、字慶昌院、字中村南及び字法寿寺南並びに大字天神中条字南原、字大森及び字東原並びに大字長澤字甘騎並びに大字最勝寺字外堀田及び北原並びに大字青柳町字戸川添の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 変更なし

山梨県告示第六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(西保地区県営ため池等整備事業)計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十八年二月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十八年二月七日から同年三月六日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申立期間

平成十八年三月七日から同年三月二十一日まで

山梨県告示第六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、山梨市長から協議のあった土地改良事業(堀之内地区元気な地域づくり交付金事業)の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十八年二月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 縦覧書類

- 一 土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十八年二月七日から同年三月六日まで
- 三 縦覧場所
山梨市役所
- 四 異議申出期間
平成十八年三月七日から同年三月二十一日まで

山梨県告示第六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、山梨市長から協議のあった土地改良事業（隼地区元気な地域づくり交付金事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十八年二月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十八年二月七日から同年三月六日まで
- 三 縦覧場所
山梨市役所
- 四 異議申出期間
平成十八年三月七日から同年三月二十一日まで

公 告

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十八年二月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開催期日 平成十八年二月二十七日（月）午前十時三十分
- 二 開催場所 中巨摩郡昭和町押越五三番地 昭和町中央公民館

- 三 聴こうとする案件 甲府都市計画区域区分の変更及び甲府都市計画土地区域画整理事業の決定について
- 四 意見書の提出先 峡中地域振興局建設部
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 平成十八年二月二十日（月）午後五時
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課及び峡中地域振興局建設部都市整備課並びに昭和町都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年二月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
山梨県総合交通センター庁用備品 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十八年一月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社金峰商会 山梨県甲府市丸の内三丁目三十二番一号
- 五 落札金額
三千百五十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成十七年十二月五日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十八年二月六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 落札に係る購入物品等の名称及び数量
文化財用微細構造調査機器 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成十八年一月十一日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社菱光社 東京都中央区日本橋茅場町三丁目七番三号
- 五 落札金額
六千九百三十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日
平成十七年十二月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番